

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち  
稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領

制 定 令和8年4月8日付け7農産第4233号  
農林水産省農産局長通知

## 第1 趣旨

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうちの地域広がり支援タイプ（以下「稲作経営モデル確立支援事業」という。）の実施については、生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業補助金交付等要綱（令和8年4月8日付け7農産第4231号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、以下に掲げるとおりとする。

### (1) 米の超低コスト産地化プラン

農業者や農業団体、地方自治体等が連携し、輸出等の新たな需要への対応や農業者の所得確保等のために米の生産コストを低減することを目的として、第5の1の規定に基づきコンソーシアムが作成する計画であって、米の生産コスト低減に必要な取組方針、目標等を位置付けたものをいう。

### (2) コンソーシアム

農業者、都道府県、市町村、農業団体、実需者・輸出事業者、農業機械・資材メーカー、金融機関、農業コンサルタント、学識経験者等の関係者から構成される団体をいう。

### (3) 生産コスト

農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施される農業経営統計調査における資本利子・地代全額算入生産費に準じるものとして別表1に定めるものをいう。

### (4) 生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者

(2) で定義されたコンソーシアムに構成員として参画し、米の超低コスト産地化プラン（以下「超低コストプラン」という。）に基づき生産コストの現状分析や課題の抽出、技術実証等、米の生産コスト低減に取り組む農業者をいう。

### (5) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者

地域における農業の将来の在り方に水稻について記載した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画という。以下同じ。）において、目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた水稻を作付ける農業者をいう。

### 第3 事業内容等

#### 1 事業メニュー

本事業は次の事業メニューで構成される。

- (1) 農業者協働実証型
- (2) 地域モデル構築型

#### 2 1に規定する事業メニューごとに以下に掲げる内容に取り組むものとする。なお、コンソーシアムは、超低コストプランを作成するものとする。

##### (1) 米の超低コスト産地化に向けた取組への補助

コンソーシアムが超低コストプランに基づき実施する生産コストの現状分析、課題抽出、低減対策の検討、その実証及び普及等に向けた取組に対して都道府県等（都道府県及び都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2第1項（2）に定めるものをいう。）をいう。以下同じ。）が実施する支援に対して補助を行う。

##### (2) 推進事務への補助

都道府県等又は地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2第2項（2）に定めるものをいう。以下「地域協議会」という。）が行うコンソーシアムの補助事業の実施を推進する事務に対して補助を行う。

##### (3) 成果普及活動への補助

都道府県等又は地域協議会が実施する事業成果の普及に関する取組に対して補助を行う。

### 第4 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げる要件を満たすコンソーシアムとする。

なお、コンソーシアムに類する既存の団体が存在する場合は、当該団体を稲作経営モデル確立支援事業の事業実施主体とすることができることとする。ただし、当該団体についても、以下に掲げる要件を満たすものとする。

#### 1 共通

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 第10の2の取組の適正な執行に関し、責任を持つことができること。
- (3) 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に関する規約が定められていること。
- (4) (3)の規約において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 2 農業者協働実証型

- (1) 農業者に加えて、都道府県又は市町村のいずれかが構成員として参画していること。
- (2) 生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者が5経営体以上であり、原則として、そのうち水稲作付15ha以上の認定農業者を含むこと又は生産コスト低減に主として取り組む

稲作農業者が3経営体以上であり、原則として、いずれの農業者も水稲作付15ha以上の認定農業者であること。

### 3 地域モデル構築型

- (1) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者の5割以上を含む地域計画等の単位で参画し、原則として、都道府県及び市町村が構成員として参画していること。
- (2) 生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者が5経営体以上参画し、原則として、そのうち3経営体は水稲作付15ha以上の認定農業者を含むこと。

## 第5 超低コストプランの作成

- 1 コンソーシアムは、本事業を実施するときは、様式第1号-1により超低コストプランを作成し、都道府県知事等（都道府県知事又は都道府県農業再生協議会の長をいう。以下同じ。）に直接、又は地域協議会を経由して提出の上、その承認を受けるものとする。
- 2 超低コストプランの変更を行う場合は、1に準じた手続を、様式第1号-2により行うものとする。

## 第6 事業実施計画書の作成及び提出

- 1 都道府県知事等は、第5の1により提出された超低コストプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、様式第2号-1により事業実施計画書を作成し、事業実施主体が作成した超低コストプランを添付の上、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出する。
- 2 1による事業実施計画書の提出については、地方農政局長等の求めに応じて、交付等要綱第8第1項の交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出より前に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1による事業実施計画書の提出後、必要があると判断した場合は、都道府県知事等に対して関係する書類の提出を要求できるものとする。
- 4 事業実施計画書の重要な変更は、以下に掲げる変更とする。また、変更に係る手続は、1に準じて、様式第2号-2により行うものとする。
  - (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 事業の中止又は廃止
  - (3) 国庫補助金の増又は総事業費の30%を超える増
  - (4) 総事業費の30%を超える減
  - (5) 事業実施主体ごとの国庫補助金の増
  - (6) 事業実施主体ごとの30%を超える国庫補助金の減
- 5 地方農政局長等は、4により都道府県知事等から事業実施計画書の提出があった場合は、変更内容について審査を行い、適切と認められる場合は、承認するものとする。

## 第7 事業実施期間

作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和8年4月1日以降の取組を支援

対象とすることができるものとし、交付等要綱第10第1項の規定による交付決定を受けた年度から事業終了年度まで、最長3カ年度とする。

## 第8 予算額の配分及び事業実施計画書の承認

- 1 地方農政局長等は、第6の1により提出された事業実施計画書について、当該事業実施計画書に含まれている各事業実施主体の取組内容が、成果目標の基準を満たしていること等について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に報告するものとする。
- 2 農産局長は、1により報告のあった事業実施計画書について、別紙の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる事業実施計画書及び当該都道府県等の予算額を決定し、これらを様式第3号により地方農政局長等に通知するものとする。なお、予算額の決定に当たっては、第10の5の（4）により事業の継続が決定した事業実施主体を管轄する都道府県等に対し、優先的に配分するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2による通知に基づき、配分対象となった事業実施計画書の予算額を都道府県知事等に通知するものとする。なお、地方農政局長等は、本項に基づく通知を行った場合、併せて、第6の1により提出された事業実施計画書を承認したものとする。
- 4 都道府県知事等は、3による通知に基づき、該当する事業実施主体の超低コストプランを承認し、採択結果について通知するものとする。

## 第9 事業の成果目標等

### 1 成果目標の基準

成果目標の基準は、別表2に定めるとおりとする。

なお、生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者が食用として供する目的で栽培する水稻全体（品種や栽培方法は問わない。）の60kg当たりの生産コストの平均値を成果目標に用いる。

また、成果目標の他に参考値として、生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者全体の10a当たりの生産コストの平均値も算出することとする。

### 2 目標年度

成果目標の目標年度は、事業終了年度とする。

### 3 その他の採択要件

その他の採択要件は、以下に掲げるものとする。

- (1) 生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者は、米の多収品種の作付面積を拡大すること。なお、ここでいう多収品種とは、超低コストプランで多収品種として位置付けられた品種をいう。
- (2) コンソーシアムが作成する超低コストプランに、生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者が行う生産コスト分析の実施及び農地の集積・集約化による作付けの団地化を推進する取組を位置付けていること。

また、生産コスト低減の取組に関して普及に向けた資料を作成すること。

なお、これらの取組を補助対象に含めるか否かは問わない。

- (3) 生産コストに関するデータ、成果及び(2)で作成することとしている普及に向けた参考資料について、国への提供と活用を許諾すること。
- (4) 超低コストプランに添付する様式第1号別紙3の「みどりチェック」チェックシート(以下「チェックシート」という。)に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事等に提出すること。
- また、実施状況報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、実施状況報告書と併せて都道府県知事等に提出すること。
- なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省等の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。
- (5) 地域モデル構築型においては、超低コストプランに、コンソーシアムに参画する稲作農業者を対象とした経営状況の把握を位置付けていること。また、当該プランに、生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者の取組及びその成果について、当該地域計画等の区域における稲作農業者へ普及する取組の実施を位置付けていること。

## 第10 稲作経営モデル確立支援事業の実施

### 1 対象作物

生産コスト低減の取組の対象とする水稻は、原則として食用に供する目的で栽培する水稻とする。

### 2 補助対象とする生産コスト低減の取組

- (1) 補助対象とする生産コスト低減の取組は、別表3に掲げる取組とする。
- (2) 本事業と目的や支援対象が同じであり、国等の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、事業の補助の対象外とする。
- (3) 都道府県の公設試験場等がコンソーシアムに参画する場合は、生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者と協働して、生産コストの現状分析や課題の抽出、技術実証等に取り組むことができる。

### 3 補助対象経費

#### (1) 生産コスト低減の取組に要する経費

2(1)の生産コスト低減の取組に要する経費に対して、予算の範囲内において定額で支援する。

なお、補助対象経費は、別表4に掲げるものとし、1事業実施主体の単年度当たりの補助上限費は以下に掲げるとおりとする。

#### ① 農業者協働実証型

1,000万円とする。

#### ② 地域モデル構築型

3,000万円とする。

#### (2) 推進事務費

- ① 稲作経営モデル確立支援事業の推進に係る都道府県等及び地域協議会の事務に要する

経費に対して、予算の範囲内において、関係する事業実施主体に対する（１）の交付決定額の５％を上限として定額で支援する。

② ①の対象となる推進事務費の範囲については、別表５のとおりとする。なお、事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき適正に算定するものとする。

#### （３）成果普及活動費

① 稲作経営モデル確立支援事業に係る都道府県等又は地域協議会の成果の普及活動に要する経費に対して、予算の範囲内かつ関係する事業実施主体に対する（１）の交付決定額の５％を上限として定額で支援する。

② ①の対象となる成果普及活動費の範囲については、別表５のとおりとする。なお、事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき適正に算定するものとする。

### ４ 事業の着手

（１）事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第４号により作成し、都道府県知事等に提出するものとする。

また、都道府県知事等は、提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

（２）（１）のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となってから着手するものとし、交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（３）交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（４）都道府県知事等又は地方農政局長等は、（１）のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

### ５ 生産コスト低減の取組の実施状況等の報告

（１）事業実施主体は、超低コストプランの承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、様式第５号により実施状況報告書を作成し、事業実施年度の１月31日までに都道府県知事等に報告するものとする。

（２）都道府県知事等は、その管轄する地域の事業実施主体の超低コストプランに基づく取組の実施状況等について、様式第６号により都道府県実施状況報告書を作成し、（１）で報告のあった実施状況報告書を添付した上で、事業実施年度の２月15日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は(2)により報告のあった都道府県実施状況報告書を速やかに農産局長に報告するものとする。

(4) 農産局長は、(3)により報告のあった都道府県実施状況報告書に基づき、成果目標の達成状況に応じて翌年度に事業を実施(継続)する事業実施主体を決定するものとする。

なお、その結果、事業が継続に至らなかった事業実施主体に対して、都道府県知事等は必要な改善措置を指導するとともに、指導を行ってから1月以内に改善計画を様式第7号により提出させて、目標の達成に努めさせるものとする。

## 6 現地調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた都道府県実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、都道府県知事等は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

## 7 事業の評価等

事業の評価の報告については、以下のとおり行うものとする。

(1) 事業実施主体は、様式第8号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月31日までに都道府県知事等に報告するものとする。

(2) 都道府県知事等は、(1)の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成し、報告するよう指導・助言するものとする。

(3) 都道府県知事等は、(1)及び(2)により作成され、報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月30日までに様式第9号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

(4) 都道府県知事等は、目標年度において事業実施主体が成果目標を達成していないと判断する場合、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するとともに、指導を行ってから1月以内に、目標達成に向けた改善計画を様式第7号により提出させるものとする。

(5) 都道府県知事等は、(4)により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。

(6) 地方農政局長等は、(3)及び(5)により報告のあった場合には、成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事等及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

(7) 地方農政局長等は、(3)及び(5)により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、(6)の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

## 8 補助金の返還

(1) 都道府県知事等は、第5の1の規定により承認した超低コストプランに定められた取組が行われたと認められない場合には、当該超低コストプランを作成した事業実施主体に対

し、補助金の全部又は一部を返還を求めるものとする。

(2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の補助対象者の責めに帰さない事情により、超低コストプランに定められた取組が行われなかったことが確認できる場合においては、その対象としないことができるものとする。

#### 9 その他

生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

### 第11 資金の管理

1 都道府県等は、稲作経営モデル確立支援事業により交付された補助金を他の施策・事業に係る経費と区分して管理するものとする。

2 都道府県等は、事業実施主体ごとに収支を明確にするものとする。

### 第12 証拠書類の保管

1 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等又は都道府県等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(1) 第10の2の取組を実施したことが確認できる書類（会議の議事録、経営分析結果、作業日誌、写真、実証結果を取りまとめた周知用チラシ等）

(2) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

2 都道府県等は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(1) 稲作経営モデル確立支援事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

(2) 事業実施主体から提出された書類

(3) 事業実施主体への指導監督に係る書類

(4) 事業実施主体への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）

(5) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（給与振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

#### 附 則

1 この通知は、令和8年4月8日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業実施要領（令和7年3月31日付け6農産第3807号農林水産省農産局長通知）は廃止する。

3 2による廃止前の生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業実施要領に基づく事業に

については、なお従前の例による。

- 4 生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業実施要領の施行に伴い令和7年3月31日付けで廃止された稲作農業の体質強化総合対策事業実施要領（令和5年3月31日付け4農産第5424号農林水産省農産局長通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1 (生産コストの定義)

1 基本的な考え方

- (1) 稲作経営モデル確立支援事業の生産コストについては、農業経営統計調査における「資本利子・地代全額算入生産費」に準じるものとし、具体的には(2)から(4)まで及び2の表に基づき算出するものとする。
- (2) 生産コストとは、米を出荷するまでの保管場所への設置等の作業までの経費とし、出荷や販売に関する経費(販売管理費)は含まないものとする。
- (3) 物財費にかかる運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含むものとする。
- (4) 生産コストの算出における対象期間は、原則として1月1日から12月31日までとする。

2 費目分類の概要

費目	分類一覧	留意点
物財費	・実際に使った金額を積み上げる。	・積み上げが難しい場合は、部門毎按分のルールを別途設定することができる。
種苗費	・購入(運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含む。以下、各資材についても同じ。)及び自給の種子、苗の消費額	
肥料費	・化学肥料 <sup>※1</sup> 、有機質肥料 <sup>※2</sup> の購入及び自給肥料の消費額 (※1: 硫安、尿素、過りん酸石灰、化成肥料等 ※2: たい肥、きゅう肥、緑肥、くん炭等肥料を目的とする稲わら等)	
農業薬剤費	・農業薬剤 <sup>※</sup> の消費額 (※殺菌剤、殺虫剤、殺虫殺菌剤、除草剤、その他の農業薬剤(殺そ剤、植物成長調整剤、展着剤等))	
光熱動力費	・光熱動力関係 <sup>※</sup> の消費額 (※重油、軽油、灯油、ガソリン、混合油、モーター油、マシン油、グリス、電気料金、水道料金、ガス料金等)	

費目	分類一覧	留意点
物 材 費 つ づ き	<p>その他の諸材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苗床材料<sup>※1</sup>、被覆用材料<sup>※2</sup>、栽培用材料<sup>※3</sup>、その他諸材料<sup>※4</sup>の消費額</li> </ul> <p>（※1：稲わら、麦わら、竹くい、落葉等            ※2：ポリエチレン、ビニール等            ※3：縄、杭、釘、針金、竹（償却を必要としない支柱類を含む。）            ※4：主目的が肥料以外の稲わら、麦わら、青草、干草、落葉等）</p>	
	<p>土地改良及び水利費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良費、水利組合費、貯水溜の改修費及び共同負担金、用排水路等の整備改修割、水害予防対策費等の負担額（土地造成分を除く。）</li> </ul>	
	<p>賃借料及び料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同負担金<sup>※1</sup>、賃借料<sup>※2</sup>、カントリーエレベーター費等料金<sup>※3</sup></li> </ul> <p>（※1：薬剤共同散布割金、共同施設の負担金、共同苗代の負担金等            ※2：建物、農機具等の賃借料            ※3：航空防除賃、賃耕料、田植料金、収穫請負わせ賃、脱穀賃、ライスセンター費、カントリーエレベーター費等）</p>	
	<p>物件税及び公課諸負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件税<sup>※1</sup>、公課諸負担<sup>※2</sup></li> </ul> <p>（※1：固定資産税（土地を除く。）、自動車税、軽自動車税、水利地益税、自動車重量税、自動車取得税、都市計画税（土地を除く。）            ※2：集落協議会費、農業協同組合費、農事実行組合費、農業共済組合、賦課金、自動車損害賠償責任保険）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営安定対策の拠出金、農業共済掛金は含めない。</li> </ul>

費目	分類一覧	留意点	
物 材 費 つ づ き	建物費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物<sup>※1</sup>、構築物<sup>※2</sup>の減価償却費及び修繕費</li> </ul> <p>(※1：住家、納屋、倉庫、作業場、農機具置場等の減価償却費及び修繕費、大工賃、左官賃、材料費等の修繕費          ※2：土地改良設備費〔個人施工のもの(数人の共同施工のものを含む。)](用水路、暗渠排水設備、コンクリートけい畔、床締め、客土等)、その他の構築物〔たい肥盤、温床わく、肥料溜、支柱類(償却を必要とする竹支柱、鉄パイプ支柱、鉄線支柱等)、斜降索道、農用井戸、稲架、作業道等(玄米貯蔵庫や精米施設は含めない。)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額法による減価償却額に統一</li> </ul>
	自動車費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車類<sup>※</sup>の減価償却費及び修繕費(車検料、任意車両保険費用も含む。)</li> </ul> <p>(※農用自動車、自動二輪車、貨物自動車等)</p>	
	農機具費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大農具<sup>※1</sup>の減価償却費及び修繕費、小農具<sup>※2</sup>の購入費及び修繕費</li> </ul> <p>(※1：原動機(モーター、ディーゼルエンジン等)、揚排水機具(ポンプ類等)、耕うん整地用機具(トラクター(乗用、歩行用)、ハロー類、プラウ類等)、施肥・は種用機具(水稲用直播機、ライムソーア、肥料混合機、田植機等)、防除用機具(噴霧機、ミスト機、スピードスプレー等)、収穫調製用機具(刈取機類、コンバイン、脱穀機、もみすり機、乾燥機類等)          ※2：大農具以外の農具類)</p>	
	生産管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会出席に要する交通費、技術習得に要する受講料及び参加料(交通費含む。)、事務用机、消耗品、パソコン、複写機、ファクシミリ、電話代などの生産管理労働に伴う諸材料費、減価償却費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期刊行物は含めない。</li> </ul>

費目	分類一覧	留意点
労働費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働費（役員報酬含む。）については、米生産に係るものの按分額で算出</li> <li>・家族労働費については、実作業時間に留意点に掲げる時給単価を乗じて算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働費の算出に用いる都道府県別の時給単価は、農産物生産費統計（令和2年産）に基づき、各都道府県の10a当たりの労働費を投下労働時間で除して算出する。</li> <li>・間接労働費は含まない（朝礼等）。</li> <li>・集落営農法人等で中間管理を委託している場合等は、中間管理における標準作業時間を設定する。</li> </ul>
支払利子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中の支払い利子額に米の負担率を乗じて算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米の負担率は、水田稲作台帳やNOSAI作付状況確認書等に基づき、経営全体における玄米生産に係る割合から（全経営面積中の米作付割合等）算出する。</li> </ul>
支払地代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に支払った小作料に米の負担率を乗じて算出（物納の場合は時価評価額）</li> <li>・米に使用された作付地以外の土地（建物敷地、作業場、乾燥場など）の賃借料及び小作料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の標準的な料金を大幅に上回る場合は、地域の標準的な料金とすることができる。</li> <li>・米の負担率の算出方法については同上。</li> </ul>
自己資本利子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月1日時点の自己資本額に4%を乗じた額（借りたとした場合の見積額）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資本額は、決算書（貸借対照表）で把握する。</li> </ul>
自作地地代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借りたとした場合の見積額（類地小作料、類地賃借料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の標準的な料金や支払地代平均値などを用いることができる。</li> </ul>

（注1） 地方農政局長等の求めに応じて、生産コストの各費目の根拠資料\*を提出すること。

※決算書と関係資料（固定資産減価償却関係、生産計画等）、営農計画書、法人定款、作付状況MAP等

(注2) 肥料費や農薬費等を算出するに当たっては、当年分のみを按分すること（確定申告資料の数値をそのまま用いたために次年分も一緒に含まれていることがある。）。

## 別紙（採択・配分基準関係）

### 稲作経営モデル確立支援事業の採択・配分基準について

稲作経営モデル確立支援事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、事業実施計画書に含まれている超低コストプランにて定められた成果目標等に応じて配分対象となる事業実施主体を決定し、予算の範囲内で採択・配分するものとする。

- 1 農産局長は実施要領の第6の1により提出のあった事業実施計画書について、事業実施計画書に含まれている超低コストプランにて定められた成果目標等に応じて、予算の範囲内で成果目標等に基づくポイントが上位の事業実施主体から順に要望額を都道府県等ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 1により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業実施主体が複数存在する場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。
- 3 なお、予算額の決定に当たっては、実施要領の第10の5の（4）により事業の継続が決定した事業実施主体を管轄する都道府県等に対し、優先的に配分するものとする。

別表2（稲作経営モデル確立支援事業に係る成果目標等の基準）

稲作経営モデル確立支援事業の事業実施主体であるコンソーシアムが選択可能な成果目標等及びそのポイントは、以下の表のとおり。

コンソーシアムは、玄米60kg当たりの生産コスト低減に係る成果目標として（1）又は（2）のいずれか、コスト低減に主として取り組む農業者の数やその水稲作付面積に係る基礎点として（3）又は（4）のいずれかを選択できるものとし、（5）に該当する場合はポイントを加算できるものとする。

		基準とポイント	
生産コスト低減に係る成果目標			
い ず れ か を 選 択	（1）事業終了年度における60kg当たりの生産コスト ※生産コストの現況値（事業開始前年度）が9,500円以上の場合はこちらを選択	ア 7,000円以下 イ 7,500円以下～7,000円 ウ 8,000円以下～7,500円 エ 8,500円以下～8,000円 オ 9,000円以下～8,500円 カ 9,500円 <sup>*</sup> 以下～9,000円	14 12 10 8 6 4
	（2）事業終了年度における60kg当たり/事業開始前年度の生産コスト ※生産コストの現況値（事業開始前年度）が9,500円以下の場合はこちらを選択	ア 70%以下 イ 75%以下～70% ウ 80%以下～75% エ 85%以下～80% オ 90%以下～85% カ 95%以下～90%	14 12 10 8 6 4
基礎ポイント			
い ず れ か を 選 択	（3）コスト低減に主として取り組む農業者数	ア 20名以上 イ 17名～19名 ウ 14名～16名 エ 11名～13名 オ 8名～10名 カ 5名～7名	14 12 10 8 6 4
	（4）コスト低減に主として取り組む農業者の事業開始年度の水稲作付面積	○平場の場合 ア 300ha以上 イ 250ha以上～300ha未満 ウ 200ha以上～250ha未満 エ 150ha以上～200ha未満 オ 100ha以上～150ha未満 カ 50ha以上～100ha未満  ○中山間地の場合 ア 110ha以上 イ 90ha以上～110ha未満	14 12 10 8 6 4  14 12

		ウ 70ha以上～90ha未満	10
		エ 50ha以上～70ha未満	8
		オ 30ha以上～50ha未満	6
		カ 10ha以上～30ha未満	4
加算ポイント			
該当する 場合	(5) 加算ポイント	①本事業を活用して以下の取組を行う場合	
		ア 4つの取組を実施する場合	4
		イ 3つの取組を実施する場合	3
		ウ 2つの取組を実施する場合	2
		エ 1つの取組を実施する場合	1
<コスト低減の取組内容>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直播栽培</li> <li>・ 作期分散に向けた早晩性の異なる品種の導入</li> <li>・ スマート農業機器の活用</li> <li>・ 農業支援サービス事業（農業機械シェアリング）の活用</li> </ul>	
②米の輸出拡大に取り組む場合		2	
事業終了年度の新市場開拓用米の作付面積/事業開始前年度の作付面積×100（%）			
※事業開始前年度の作付けがない場合は、事業開始年度の作付計画面積			
ア 200%以上の場合		4	
イ 150%以上～200%未満の場合		3	
ウ 125%以上～150%未満の場合		2	
エ 100%以上～125%未満の場合		1	
③以下のいずれかに該当する場合		2	
ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくは法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている、又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合			
イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合			
④以下に該当する場合		2	
事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合			
⑤以下に該当する場合		2	
事業実施地域が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画（以下「地域計画」という。）のうち、申請日において、以下の（1）、（2）及び（3）の要件を満たす地域計画の区域内で			

		<p>行われる場合。ただし、令和8年度に実施するものについては、(3)の要件は適用しない。</p> <p>なお、1つの地域計画が複数の目標地図（基盤強化法第19条第3項に基づく地図をいう。）を含む場合にあっては、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。</p> <p>(1) 農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。</p> <p>ア 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと</p> <p>イ 目標集積率が8割以上であること</p> <p>ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。</p> <p>(2) 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合</p> <p>地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合（以下「農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合」という。）が、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること</p> <p>イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること</p> <p>(3) 地域内の農業を担う者の経営面積及び作業受託面積</p> <p>地域計画に記載する「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計が、「現状」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計と比較して増加していること。</p>
	⑥以下に該当する場合	2 雇用保険及び労働者災害補償保険に加入している場合（法人にあっては、これらに加えて、厚生年金保険及び健康保険に加入している場合）
	⑦以下に該当する場合	2 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済又は収入保険に加入している場合



別表3（補助対象とする生産コスト低減の取組）

稲作経営モデル確立支援事業の補助対象とする生産コスト低減のための取組については、以下のとおり。

取組項目	取組内容
①生産コスト低減会議の開催	コンソーシアムは、生産コスト低減会議を開催し、米の生産コスト削減に向けた取組について検討を行う。なお、会議の開催に当たり、必要に応じコンソーシアムの構成員以外も参加できるものとする。
②生産コスト分析	生産コスト低減に主として取り組む農業者を対象として、生産コストに関して定量的かつ客観的な現状分析や課題の抽出等を行う。
③先進地調査	生産コスト低減の先進的な取組の内容把握や技術習得等のため、現地訪問や文献調査等を行う。
④技術実証	①及び②に基づき、生産コスト低減に資する新たな省力栽培技術等を試験的に導入・実証し、その効果を確認する。
⑤人材育成	生産コスト低減に必要となる知識や技術の習得のための研修等を実施又は受講する。
⑥生産コスト低減の取組の普及	①から⑤までによって得られた生産コスト削減に係る取組成果の普及を行うため、マニュアルや成果集の作成、研修会の開催等を行う。

別表4（補助対象経費）

稲作経営モデル確立支援事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。</li> <li>耐用年数が経過するまでは、事業実施主体が善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理すること。</li> <li>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設等の借上経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業機械・施設については、リースも対象とする。</li> <li>コスト低減に取り組む主たる農業者のほ場の借上経費は除く。</li> </ul>
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	資機材費	事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の営農活動に係るものは除くこと。</li> </ul>

	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費</li> <li>・ U S B メモリ等の低廉な記録媒体</li> <li>・ 検証等に用いる低廉な器具等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	燃料費	<p>現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費</p>	
旅費	委員旅費	<p>事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</p>	
	調査等旅費	<p>事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</p>	
謝金		<p>事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体の構成員に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃金等		<p>事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。</li> <li>・ 雇用通知書等により稲作経営モデル確立支援事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> <li>・ 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」によるもの</li> </ul>

			とする。
委託費		稲作経営モデル確立支援事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合にあってはその限りではない。</li> </ul>
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは稲作経営モデル確立支援事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 稲作経営モデル確立支援事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合
3. 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表5（推進事務費及び成果普及活動費の範囲）

区 分	内 容
賃 金	稲作経営モデル確立支援事業の実施に係る賃金（正規職員の超過勤務及び臨時雇用に限る。）
旅 費	稲作経営モデル確立支援事業の推進、指導、審査に要する旅費
需用費	消耗品費（各種事務用紙、封筒等の文房具費その他消耗品費） 印刷製本費
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料、運搬費等） 振込手数料
使用料及び賃料	会議会場、事業用機械器具等の借料及び損料
委託費	稲作経営モデル確立支援事業の推進事務の一部を第三者に委託する場合に当該委託に要する経費
雑 費	その他事業の実施に必要な経費

都道府県知事 殿

〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会の長 〕

事業実施主体名

代表者氏名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る米の超低コスト産地化プランについて

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領（令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知）第5の1の規定に基づき、米の超低コスト産地化プランを作成したので、下記の添付書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 様式第1号別添（米の超低コスト産地化プラン）

都道府県知事 殿

〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会の長 〕

事業実施主体名

代表者氏名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る米の超低コスト産地化プランの変更について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領（令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知）第5の2の規定に基づき、米の超低コスト産地化プランを変更したので、下記の添付書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 様式第1号別添（米の超低コスト産地化プラン）

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

団体名 〇〇県(都道府)

〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会名 〕

代表者

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る事業実施計画書について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領(令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知)第6の1の規定に基づき、事業実施計画書を作成したので、下記の添付書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 様式第2号別添(事業実施計画書)

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

団体名 〇〇県(都道府)

〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会名 〕

代表者

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る事業実施計画書の変更について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領(令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知)第6の4の規定に基づき、事業実施計画書を変更したので、下記の添付書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 様式第2号別添(事業実施計画書)

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

（注）農林水産省農産局長

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプの配分について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領（令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知）第8の2の規定に基づき、配分対象となる事業実施計画書及び当該都道府県（都道府県農業再生協議会にあつては都道府県農業再生協議会）を決定したため、貴局（北海道農政事務所にあつては、貴所）管内へ通知されたい。

なお、配分額の詳細については、別紙のとおりとする。

記

都道府県（都道府県農業再生協議会）名	配分額

（注）内閣府沖縄総合事務局長宛てには「農林水産省」を付す。

都道府県知事 殿

〔 都道府県農業再生協議会にあっては、都道府県農業再生協議会の長 〕

事業実施主体名

代表者氏名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ交付決定前着手届

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領（令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知）第10の4の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に生じたあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業実施主体	事業内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

都道府県知事 殿

〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会の長 〕

事業実施主体名

代表者氏名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る実施状況報告書（令和〇年度）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領（令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知）第10の5の（1）の規定に基づき、実施状況報告書を作成したので、別添のとおり報告する。

記

添付書類 様式第5号別添（生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る実施状況報告書）

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

団体名 〇〇県（都道府）

〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会名 〕

代表者

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る都道府県実施状況報告書（令和〇年度）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領（令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知）第10の5の（2）の規定に基づき、都道府県実施状況報告書を作成したので、別添のとおり報告する。

記

添付書類 様式第6号別添（生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る都道府県実施状況報告書）

都道府県知事 殿

〔 都道府県農業再生協議会にあっては、都道府県農業再生協議会の長 〕

事業実施主体名

代表者氏名

令和〇年度生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプにおける改善計画（令和〇年度）について

令和〇年度生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプにおいて、当初の米の超低コスト産地化プランの目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初の米の超低コスト産地化プランの目標が未達成である原因及び問題点

3 事業の実績及び改善計画

（改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

区分	指標	事業実施後の状況						改善計画	
		目標値 (年)	事業開始 前年度 (年)	1年後 (年)	2年後 (年)	3年後 目標年 (年)	達成率 (%)	(年)	達成率 (%)
成果目標	生産コスト (円/60kg)								

注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

4 改善方策

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

様式第7号（第10の5の（4）関係）

5 改善計画を実施するための推進体制

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

都道府県知事 殿

〔 都道府県農業再生協議会にあっては、都道府県農業再生協議会の長 〕

事業実施主体名

代表者氏名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る評価報告（令和〇年度）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領（令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知）第10の7の（1）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

記

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。  
2 必要に応じて様式第5号の実施状況報告書を添付すること。

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地

団 体 名 〇〇県（都道府）

〔 都道府県農業再生協議会にあつては、都道府県農業再生協議会名 〕

代 表 者

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに係る評価報告（令和〇年度）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ実施要領（令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇号農林水産省農産局長通知）第10の7の（3）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

記

- （注） 1 関係書類として、事業実施主体が作成した事業評価シートを添付すること。  
 2 必要に応じて様式第6号の実施状況報告書を添付すること。

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち  
稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ

作成年月日：令和 年 月 日

# 米の超低コスト産地化プラン

事業実施年度： 令和 年度 （ 年目）

都道府県（協議会）名：

事業実施主体名：

（コンソーシアム名）

1 事業実施主体について

代表者（機関）名	
----------	--

農業者協働実証型		地域モデル構築型	
----------	--	----------	--

※ いずれかに○をすること。

(1) コンソーシアムの構成員及び役割

農業者	
地方自治体	
〇〇県農業試験場	

※1：「農業者」及び「地方自治体」欄は必ず記載し、農業者については、様式第1号別添別紙1-1に詳細を記載すること。また、都道府県の公設試験場等が参画する場合は、県及び

市町村等と分けて記載すること。都道府県の公設試験場等が主たる稲作農業者と協働して、試験場において生産コストの現状分析や課題の抽出、技術実証等に取り

※2：各者の役割について、名称の後ろに括弧【 】書きにて簡潔に記載すること。

※3：コンソーシアムの推進体制が分かる資料を添付すること。

**2 事業を実施するコンソーシアムにおける米の生産コスト削減に向けた取組方針**

(1) 水稻の生産状況や生産コストに関する現状及び課題

(2) 米の生産コスト低減に向けた取組方針

※様式第1号別添別紙2に詳細を記載すること。

(3) 農地の集積・集約化や作付けの団地化に係る取組方針及び具体的な取組内容

### 3 生産コストの削減目標

#### (1) 削減目標

主たる農業者全体の平均の生産コスト	現況値（令和〇年度） （事業開始前年度）		令和〇年度 （開始1年目）		令和〇年度 （開始2年目）		目標値（令和〇年度） （事業終了年度）	
	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)
60kg当たりの生産コスト 【成果目標】								
10a当たりの生産コスト 【参考値】								

※1：成果目標については、主たる農業者全体の平均の生産コスト削減目標で設定するものとするが、参考値として、主たる農業者それぞれの生産コスト削減目標も様式第1号別添別

紙1-1及び様式第1号別添別紙1-3に記載すること。また、参考値として、単収及び10a当たりの生産コストの平均値も記載すること。

なお、都道府県の公設試験場等が主たる稲作農業者と協働して生産コスト低減の取組に参加する場合、当該生産コストには含めない。

※2：事業開始年度から事業終了年度までの途中年度の生産コスト（太枠以外）については、現況値から目標値まで生産コストが一定の割合で下がると仮定した場合の暫定値を記載す

目標年度	
------	--

※事業開始前年度を基準年度とし、事業終了年度を目標年度とする。

(2) 多収品種の作付面積

(ha)

	現況値（令和〇年度） （事業開始前年度）	令和〇年度 （開始1年目）	令和〇年度 （開始2年目）	令和〇年度 （事業終了年度）
主たる農業者全体の 多収品種の合計作付面積				
品種名				

(3) 配分基準

選択する成果目標項目・ポイント										
(1) 又は (2)	ポイント ①	(3) 又は (4)	ポイント ②	(5) ①	ポイント ③	(5) ②	ポイント ④	(5) ③~⑦	ポイント ⑤	合計ポイント ①+②+③+④+⑤

※配分基準については、実施要領別表2に定める成果目標等の基準に基づき、ポイントを記載すること。

(4) 配分基準の根拠

選択する成果目標項目・ポイントの詳細					
(1) 又は (2)	(3) 又は (4)	(5) ①	(5) ②	(5) ③~⑦	備考

※(4)を選択する場合は、備考欄に平場又は中山間地と記載。

4 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	実施時期	事業量 (単価、回数、 面積等)	補助事業に要する 経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
① 生産コスト低減会議の開催						
② 生産コスト分析に係る取組						
③ 先進地調査に係る取組						
④ 技術実証に係る取組						
⑤ 人材育成に係る取組						
⑥ 生産コスト低減の取組の普及に係る取組						
合計						

※1：適宜、行を追加して記入すること。

※2：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

(2) 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

(3) 収支予算 (又は精算)

収入の部

区分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (又は本年度精算額)	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合計					

支出の部

分類	別表4に掲げる経費の費目	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (本年度清算額)	比較		備考
				増	△減	
①生産コスト低減会議の開催						
②生産コスト分析に係る取組						
③先進地調査に係る取組						
④技術実証に係る取組						
⑤人材育成に係る取組						
⑥ 生産コスト低減の取組の普及に係る取組						
合計						

※1: 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。基礎等は別添資料でも可。

※2: 適宜、行を追加して記入すること。

(4) 添付書類

添付書類一覧	必須書類	任意書類	備考
1. 農業者別取組総括表、地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者一覧、個別表 (様式第1号別添別紙1-1、1-2、1-3)	○		
2. 米のコスト低減に向けた取組方針 (様式第1号別添別紙2)	○		
3. 生産コストの目標値の考え方・根拠	○		
4. 積算(事業費)の詳細が分かる資料	○		
5. コンソーシアムの規約、会計規則等の資料	○		
6. 経費の使用に関する規定(案)等	○		
7. 「みどりチェック」チェックシート(様式第1号別添別紙3)	○		
8. 多収品種であることが分かる資料	○		
9. 目標地図等を含む地域計画一式	(○)		
10. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案)(又は写し)			
11. その他地方農政局長等が必要と認める資料			

※1: 1~8の書類は必ず添付すること。

※2: 1のうち地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者一覧(様式第1号別添別紙1-2)及び9の書類は地域モデル構築型の場合に必須。

※3: 7の書類はコンソーシアムに参画する全ての農業者のチェックシートとする。

※4: 9・10・11の書類は必要に応じて添付すること。なお、添付する場合は、任意書類の欄に○を記載すること。

(9の書類については地域モデル構築型の場合は必須、11の書類を添付する場合は具体的な書類名を備考欄に記載する)

※5: 1~11の書類についてウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

5 事業費の概要(2年目以降は見込み額)

(円)

令和○年(1年目)		令和○年(2年目)		令和○年(3年目)		合計
国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	

※詳細については、様式第1号別添別紙2に記載すること。

**6 目標年度までの年度活動計画**

1年目：令和〇年度の活動計画
2年目：令和〇年度の活動計画
3年目：令和〇年度の活動計画
その他

**7 活動評価と改善の方法**

(1) 評価体制

--

(2) 評価に対する改善

--

**8 生産コストに関するデータ・成果の提供について**

生産コストに関するデータ・成果の農林水産省への提供と活用を許諾することに同意するか。

同意する

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち  
稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ

作成年月日：令和 年 月 日

## 米の超低コスト産地化プラン（記入例）

事業実施年度： 令和 年度（1年目）

都道府県（協議会）名：

〇〇県

事業実施主体名：

（コンソーシアム名）

〇〇

1 事業実施主体について

代表者（機関）名	〇〇 〇〇
----------	-------

(1) コンソーシアムの構成員及び役割

農業者	構成員：別紙1-1の農業者別取組総括表のとおり【プランに基づく取組の実施、費目ごとの生産コストデータの提供・・・】
地方自治体	構成員：〇〇県、〇〇町【プランや事業成果の取りまとめ、構成員の取組の進捗把握・管理、コスト低減に係る助言・指導、事業成果の普及、・・・】
〇〇県農業試験場	主たる農業者と協働し、地域で普及していない乾田直播の実証を試験場においても行う。試験場及び農業者圃場の実証結果について分析し、本地域におけるコスト低減効果を明らかにするとともに、主たる農業者の行うその他のコスト低減に向けた実証についても助言を行う。

※1：「農業者」及び「地方自治体」欄は必ず記載し、農業者については、様式第1号別添別紙1-1に詳細を記載すること。また、都道府県の公設試験場等が参画する場

合は、県及び市町村等と分けて記載すること。都道府県の公設試験場等が主たる稲作農業者と協働して、試験場において生産コストの現状分析や課題の抽出、技術実

※2：各者の役割について、名称の後ろに括弧【 】書きにて簡潔に記載すること。

※3：コンソーシアムの推進体制が分かる資料を添付すること。

## 2 事業を実施するコンソーシアムにおける米の生産コスト削減に向けた取組方針

### (1) 水稻の生産状況や生産コストに関する現状及び課題

当産地は、区画整備によって大区画化された又はされつつある平野部から小区画の未整備田を抱える中山間地域まで多様な水田を営農農地とする地域に、認定農業者が水稻（主食用米〇ha、新市場開拓用米〇ha・・・）作付け面積の〇%を占めている。特に農業法人〇〇が認定農業者の水稻作付け面積に占めている割合は〇〇%となっている。

法人化などで規模拡大や機械の有効利用が行われた影響で、農業法人等では10a当たりの生産コストがほぼ全国15ha以上層に近いが、これまでコシヒカリを主体として安心安全で品質重視の栽培方針をとってきたため、地域の単収は県内でも低い状況にあり（〇〇kg/10a）、直播や作期分散等の省力化に取り組む農業者も限定的であったため、60kg当たりの生産コストは〇〇円となっている。

### (2) 米の生産コスト低減に向けた取組方針

主たる農業者それぞれの経営分析を行い、現在の生産生産コストを明確化するとともに、課題の抽出やコスト低減のために必要な取組を整理する。

それらの分析結果を踏まえ、需要に応じた米生産と収量向上のため、需要が拡大している業務用多収品種を作付けするほか、輸出用米や加工用米などで多様な品種を早・中・晩生と作付けして作期分散を図る。また、ドローンを活用した直播の導入や移植栽培を全て密苗に切り替えることで労務費や資材費の低減に努める。更に機械費の抑制のため、農業機械のメンテナンスを行うことができる人材の育成を積極的に進めることで機械メンテナンスの内製化を図る。

上記の取組を総合的に実施することで60kg当たりの生産コストを削減する。

※様式第1号別添別紙2に詳細を記載すること。

### (3) 農地の集積・集約化や作付けの団地化に係る取組方針及び具体的な取組内容

人・農地プランや〇〇事業による農地の集積・集約化の推進と連携しつつ、農地の集積・集約化に向けてコンソーシアムを含めた地域で話し合いを実施する。また、それらを踏まえ、土壌・排水条件・作業の効率化等に配慮するとともに、主たる農業者への農地の集積率を〇%にすることなどを盛り込んだ農地集約化に向けた計画を産地において作成する。

### 3 生産コストの削減目標

#### (1) 削減目標

主たる農業者全体の平均の生産コスト	現況値（令和〇年度） （事業開始前年度）		令和〇年度 （開始1年目）		令和〇年度 （開始2年目）		目標値（令和〇年度） （事業終了年度）	
	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)
60kg当たりの生産コスト 【成果目標】	500	12,000	520	11,000	540	10,000	560	9,000
10a当たりの生産コスト 【参考値】		98,000		97,000		96,000		95,000

※1：成果目標については、主たる農業者全体の平均の生産コスト削減目標で設定するものとするが、参考値として、主たる農業者それぞれの生産コスト削減目標も様式第

1号別添別紙1-1及び様式第1号別添別紙1-3に記載すること。また、参考値として、単収及び10a当たりの生産コストの平均値も記載すること。

なお、都道府県の公設試験場等が主たる稲作農業者と協働して生産コスト低減の取組に参加する場合、当該生産コストには含めない。

※2：事業開始年度から事業終了年度までの途中年度の生産コスト（太枠以外）については、現況値から目標値まで生産コストが一定の割合で下がると仮定した場合

目標年度	令和〇〇年度
------	--------

※事業開始前年度を基準年度とし、事業終了年度を目標年度とする。

(2) 多収品種の作付面積 (ha)

	現況値 (令和〇年度) (事業開始前年度)	令和〇年度 (開始1年目)	令和〇年度 (開始2年目)	令和〇年度 (事業終了年度)
主たる農業者全体の 多収品種の合計作付面積	5	7	7	10
品種名	あきだわら	あきだわら、 にじのきらめき	あきだわら、 にじのきらめき	あきだわら、 にじのきらめき

(3) 配分基準

選択する成果目標項目・ポイント										
(1) 又は (2)	ポイント ①	(3) 又は (4)	ポイント ②	(5) ①	ポイント ③	(5) ②	ポイント ④	(5) ③~⑦	ポイント ⑤	合計ポイント ①+②+③+④+⑤
(1)	6	(4)	6	/	2	/	2	/	4	20

※配分基準については、実施要領別表2に定める成果目標等の基準に基づき、ポイントを記載すること。

(4) 配分基準の根拠

選択する成果目標項目・ポイントの詳細					
(1) 又は (2)	(3) 又は (4)	(5) ①	(5) ②	(5) ③~⑦	備考
9,000	120ha	直播栽培、スマート農業 機器の活用	140%	③ア、④	平場

※(4)を選択する場合は、備考欄に平場又は中山間地と記載。

4 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	実施時期	事業量 (単価、回数、面積等)	補助事業に要する 経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
① 生産コスト低減会議の開催 低コスト米生産産地育成支援チーム検討会の開催	4月、6月、1月	3回	200,000	200,000	0	該当なし
② 生産コスト分析に係る取組 農業コンサルタントを活用した経営分析	4～11月	8回	600,000	600,000	0	含税額 農業コンサルタントとは年間契約
③ 先進地調査に係る取組 コスト低減に係る先進経営体の視察	5月、7月	2回	400,000	400,000	0	該当なし
④ 技術実証に係る取組 ア 多収品種栽培実証 イ 直播栽培実証 ウ 密苗栽培実証	ア 4～10月 イ 4～10月 ウ 4～10月	ア 10ha×2 イ 15ha×2 ウ 15ha×2	1,700,000	1,700,000	0	該当なし
⑤ 人材育成に係る取組 農業機械メンテナンスの内製化に向けた人材育成	7月～8月	10回	600,000	600,000	0	含税額
⑥ 生産コスト低減の取組の普及に係る取組 地域説明会	12月	2回	500,000	500,000	0	該当なし
合計			4,000,000	4,000,000	0	

※1：適宜、行を追加して記入すること。

※2：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

(2) 事業完了(予定)年月日

令和〇年〇月〇日

## (3) 収支予算 (又は精算)

## 収入の部

区分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (又は本年度精算額)	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金	4,000,000				
その他	0				
合計	4,000,000	0	0	0	

## 支出の部

分類	別表4に掲げる経費の費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円) (本年度清算額)	比較		備考
				増	△減	
①生産コスト低減会議の開催	会場借料	200,000				
②生産コスト分析に係る取組	謝金	500,000				
	委員旅費	100,000				
③先進地調査に係る取組	調査等旅費	400,000				
④技術実証に係る取組	謝金	200,000				
	借上費	1,000,000				
	委託費	500,000				
⑤人材育成に係る取組	謝金	600,000				
⑥ 生産コスト低減の取組の普及に係る取組	会場借料	250,000				
	委員旅費	200,000				
	印刷製本費	50,000				
合計		4,000,000	0	0	0	

※1：各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。基礎等は別添資料でも可。

※2：適宜、行を追加して記入すること。

(4) 添付書類

添付書類一覧	必須書類	任意書類	備考
1. 農業者別取組総括表、地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者一覧、個別表 (様式第1号別添別紙1-1、1-2、1-3)	○		
2. 米のコスト低減に向けた取組方針 (様式第1号別添別紙2)	○		
3. 生産コストの目標値の考え方・根拠	○		
4. 積算(事業費)の詳細が分かる資料	○		
5. コンソーシアムの規約、会計規則等の資料	○		
6. 経費の使用に関する規定(案)等	○		
7. 「みどりチェック」チェックシート(様式第1号別添別紙3)	○		
8. 多収品種であることが分かる資料	○		
9. 目標地図等を含む地域計画一式(地域モデル構築型の場合は必須)	(○)	○	
10. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案)(又は写し)		○	
11. その他地方農政局長等が必要と認める資料		○	○○資料

※1: 1~8の書類は必ず添付すること。

※2: 1のうち地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者一覧(様式第1号別添別紙1-2)及び9の書類は地域モデル構築型の場合に必須。

※3: 7の書類はコンソーシアムに参画する全ての農業者のチェックシートとする。

※4: 9・10・11の書類は必要に応じて添付すること。なお、添付する場合は、任意書類の欄に○を記載すること。

(9の書類については地域モデル構築型の場合は必須、11の書類を添付する場合は具体的な書類名を備考欄に記載する)

※5: 1~11の書類についてウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

5 事業費の概要(2年目以降は見込み額)

(円)

令和○年(1年目)		令和○年(2年目)			令和○年(3年目)			合計	
国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	その他			
4,000,000	4,000,000	0	5,000,000	5,000,000	0	7,500,000	7,500,000	0	16,500,000

※詳細については、様式第1号別添別紙2に記載すること。

## 6 目標年度までの年度活動計画

1年目：令和○年度の活動計画
1年目については、主たる農業者の低コスト生産に向けた現状把握と分析、課題の抽出と対応方策の検討を実施することに重点を置きつつ、低コスト米生産産地育成支援チーム検討会の開催、コスト低減に係る先進経営体の視察、多収品種や直播・密苗栽培の実証の実施、農業機械のメンテナンスに係る人材の育成などに取り組むことで労務費や機械費を中心にコスト低減を図っていく。また、1年目の成果を踏まえ、地域内の水稻農家を対象にした説明会を開催する。
2年目：令和○年度の活動計画
1年目に作成したプランに則って、コスト低減に必要な技術実証や人材育成等の取組を本格的に実施する。2年目の成果については、産地内のみならず県内でも説明会を開催して普及を図る。
3年目：令和○年度の活動計画
2年目までの成果を踏まえて、プランの見直し・改善を行うとともに、成果目標の達成に向けて更に必要な取組を本格的に産地内で実施し、最終成果をとりまとめる。 また、最終成果については、説明会の開催などを通じて県内外へ広く普及を図る。
その他

## 7 活動評価と改善の方法

### (1) 評価体制

コンソーシアムの構成員が参画する評価検討会を開催し、関係する各専門分野や立場から総合的な評価を毎年度行い、その結果をまとめた上で地域の農業者等に営農資料として提供することで生産コスト削減の機運醸成と実践を促すこととする。

### (2) 評価に対する改善

上記(1)の評価に対する改善は、実証活動内容の改善、重点化する技術等の選定など、その都度の状況に応じて対応させる形で当事業のプランへの反映、農業者への情報提供などを行い改善策を講じることとする。

## 8 生産コストに関するデータ・成果の提供について

生産コストに関するデータ・成果の農林水産省への提供と活用を許諾することに同意するか。

同意する



番号			1	2	3	4	5	
水稲作付15ha以上の認定農業者		主たる農業者の合計 (平均)	〇					
氏名又は法人・組織名			稲田 育男	〇〇県農業試験場				
コスト低減に係る取組内容 (箇条書きで簡潔に記載)			・経営分析 ・直播栽培の実証 ・農業機械メンテナンスの人材育成	・経営分析 ・直播栽培の実証 ・農業機械メンテナンスの人材育成				
60kg当たり 全算入生産費 (円)	現況値 (令和〇年度)	10,000	10,000					
	令和〇年度	9,500	9,500					
	令和〇年度	9,000	9,000					
	目標値 (令和〇年度)	8,500	8,500					
10a当たり 全算入生産費 (円)	現況値 (令和〇年度)	98,000	98,000					
	令和〇年度	97,000	97,000					
	令和〇年度	96,000	96,000					
	目標値 (令和〇年度)	95,000	95,000					
令和〇年度 (事業開始前年度)	作付面積 (ha)	15	15					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	2	2					
	単収 (kg/10a)	500	500					
	圃場枚数	50	50					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	30	30					
令和〇年度 (開始1年目)	作付面積 (ha)	21	21					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	2	2					
	単収 (kg/10a)	500	500					
	圃場枚数 (枚)	60	60					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	35	35					
令和〇年度 (開始2年目)	作付面積 (ha)	28	28					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	2	2					
	単収 (kg/10a)	500	500					
	圃場枚数 (枚)	70	70					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	40	40					
令和〇年度 (事業終了年度)	作付面積 (ha)	36	36					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	2	2					
	単収 (kg/10a)	500	500					
	圃場枚数 (枚)	80	80					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	45	45					
備考								

※1：主たる農業者の全算入生産費（60kg当たり及び10a当たり）の平均は単純平均で算出すること。  
 ※2：事業開始年度から事業終了年度までの途中年度の生産コスト（水稲以外）については、現況値から目標値まで生産コストが一定の割合で下がると仮定した場合の暫定値を記載すること（作付面積や単収等も同様の考え方で整理すること）。  
 ※3：作付面積及び単収については、費用に供する目的で栽培する水稲の値とすること。  
 ※4：主たる農業者について追加で記載欄が必要な場合は、適宜列やページを追加すること。  
 ※5：都道府県の公設試験場等が、主たる稲作農業者と協働して、生産コストの分析に取り組む場合も記載すること。ただし、主たる農業者の合計（平均）には加えない。

地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者一覧  
【コンソーシアム名.〇〇】

地域計画名	コンソーシアムへの参画(〇)	農業を担う者(氏名・名称)	現状		10年後 (目標年度:令和 年度)		目標地図上の表示	備考
			経営作目等	経営面積 ha	経営作目等	経営面積 ha		
				ha		ha		

※1:作成している地域計画の内容をそのまま引用すること。  
 ※2:目標地図等を含む地域計画一式についても提出すること。  
 ※3:追加で記載欄が必要な場合は、適宜行やページを追加すること。

氏名：

費用項目	食用に供する目的で栽培する水稻			
	現状値 (令和○年度)	令和○年度	令和○年度	目標値 (令和○年度)
種苗費 円/10a				
肥料費 円/10a				
農業薬剤費 円/10a				
光熱動力費 円/10a				
その他の諸材料費 円/10a				
土地改良及び水利費 円/10a				
賃借料および料金 円/10a				
物件税及び公課諸負担 円/10a				
建物費 円/10a				
自動車費 円/10a				
農機具費 円/10a				
生産管理費 円/10a				
物財費 ① 円/10a				
労働費 ② 円/10a				
副産物収入 ③ 円/10a				
生産費 ④=①+②-③ 円/10a				
支払利子 ⑤ 円/10a				
支払地代 ⑥ 円/10a				
支払利子・地代算入生産費 ⑦=④+⑤+⑥ 円/10a				
自己資本利子 ⑧ 円/10a				
自作地地代 ⑨ 円/10a				
全算入生産費 ⑩=⑦+⑧+⑨ 円/10a				
収量 ⑪ kg/10a				
60kg当たり全算入生産費 ⑫=⑩/⑪×60 円				

※1：【参考】生産コストの考え方と区分（案）に基づき記載すること。

※2：地方農政局長等の求めに応じて、根拠となる資料を提出すること。

※3：本資料に記載された情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の執行に係る事務のために利用する。

※4：都道府県の公設試験場等が、主たる稲作農業者と協働して、生産コストの分析に取り組む場合は記載すること。

様式第1号別添別紙2 米のコスト低減に向けた取組方針

事業実施主体名： \_\_\_\_\_

【事業の実施体制】

--

【取組内容】 ※取組を行わない項目がある場合は空欄にする。

取組項目	(1) 取組方針	(2) 実施（予定）者及び各者の取組内容	(3) 実施時期、経費	(4) 本取組の現状及び目標	(5) その他
①生産コスト低減会議の開催					
②生産コスト分析に係る取組					
③先進地調査に係る取組					
④技術実証に係る取組					
⑤人材育成に係る取組					
⑥生産コスト低減の取組の普及に係る取組					

様式第1号別添別紙2 米のコスト低減に向けた取組方針

事業実施主体名：

【事業の実施体制】

地方自治体、農協、担い手農家等が連携し、コスト低減に向けて産地全体で効率的に米生産を行う。地方自治体（〇〇県、〇〇市等）は全体の総括を行う。農協は、担い手農家やその他農家における機械や施設の利用調整、作業受委託の調整を行うとともに、担い手農家に対して乾燥調整施設の貸し出しを行う。担い手農家は、経営分析等を踏まえたコスト低減に資する各種取組を実施する。

【取組内容】 ※取組を行わない項目がある場合は空欄にする。

取組項目	(1) 取組方針	(2) 実施（予定）者及び各者の取組内容	(3) 実施時期、経費	(4) 本取組の現状及び目標	(5) その他
①生産コスト低減会議の開催	コンソーシアムにおいて、米のコスト低減の推進に向けた「低コスト米生産産地育成支援チーム検討会」を定期的に開催し、経営分析等の手法や主たる農業者の取組内容、事業成果の普及等について議論する。	本検討会については、基本的にコンソーシアムの全構成員が参加するものとする。なお、本検討会の取りまとめについては、地方自治体が担うこととする。	本検討会については、4月（導入検討会として・・・を中心に議論）、6月（中間検討会として・・・を中心に議論）、翌年1月（総括検討会として・・・を中心に議論）の計3回実施する。なお、これらの開催経費として、会場借料で200,000円を要する。	当産地では、これまで関係者が集まってコスト低減に関して議論する場が一度もなかった。今回は本事業を活用して定期的に検討会を開催することで、コンソーシアムの構成員間の円滑な連携を図り、生産コストの削減目標の達成につなげる。	
②生産コスト分析に係る取組	コンソーシアムの構成員である農業コンサルタント（年間契約を締結）を活用して、主たる農業者全員の経営分析や課題の抽出、対応策の検討を行い、コスト低減に向けた下準備を整える。	経営分析等については、主たる農業者全員が行うものとする。経営分析等にあたって、農業コンサルタントは主たる農業者ごとに費目別の分析を行い、課題の抽出や対応策の検討を行う。また、主たる農業者は、経営分析等に必要データを農業コンサルタントに適宜提供するものとする。	農業コンサルタントによる経営分析等については、4月から11月まで毎月1回実施するものとする。なお、これらの経費として、コンサルタントに対する謝金や旅費で600,000円を要する。	当産地の農業者においては、一部の大規模経営体を除き、これまで経営分析を行ったことがなく、自ら生産した米が60kg当たりいくらコストがかかっているのか把握できていない。今回は農業コンサルタントのサポートを得ながら、主たる農業者全員が経営分析や課題の抽出、対応策の検討を行えるようにする。	
③先進地調査に係る取組	水稲を超低コスト（60kg当たり8,000円/台など）で生産する全国の先進経営体を訪問し、生産コストに対する考え方や超低コストで生産するための技術・ノウハウを学び、コスト低減に対する主たる農業者の意識の向上や技術力の向上につなげる。	先進経営体の視察については、主たる農業者が中心となって参加（参加者：〇〇氏・・・）するものとする。視察を通じて、生産コストに対する考え方や超低コストで生産するための技術・ノウハウを学び、自らのコスト低減に係る取組につなげる。	先進経営体の視察については、5月と7月に計2回実施する。なお、これらの経費としては、調査等旅費で400,000円を要する。	当産地においては、現在60kg当たりの生産コストが9,600円以下の経営体がない状況。視察を通じて、生産コストに対する考え方や超低コストで生産するための技術・ノウハウを学び、生産コストの削減目標の達成を目指す。	
④技術実証に係る取組	需要に応じた米生産と収量向上のため、需要が拡大している業務用多収品種を作付けする。また、ドローンを活用した直播の導入や移植栽培を全て密苗に切り替えることで労務費や資材費の低減に努める。	上記栽培実証については、いずれも主たる農業者が取り組むものとする。なお、各農業者の取組内容の内訳は、多収品種栽培実証：〇〇氏、直播栽培実証：〇〇氏、密苗栽培実証：〇〇氏とする。	上記栽培実証の実施時期は、いずれも4月～10月までとする。なお、これらの実証の経費としては、借上費や委託費等で1,500,000円を要する。	当産地においては、一部の大規模経営体で上記の取組を行っているが、普及は極めて限定的。農業コンサルタントによる経営分析等を踏まえ、これらの実証に取り組むことで労務費や資材費の大幅な低減等を図る。	
⑤人材育成に係る取組	生産コストの大部分を占める機械費の低減のため、農業機械のメンテナンスを行うことができる人材の育成を積極的に進めることで機械メンテナンスの内製化を図る。	コンソーシアムに参画する若手農業者等を対象に実施する。農協職員や農機メーカーから講師を招き、実践形式の勉強会として農業機械のメンテナンスについて学ぶ。	農業機械のメンテナンス技術の向上に資する勉強会を7～8月の間に計10回開催する。なお、これらの勉強会開催に係る経費としては、講師への謝金として600,000円を要する。	当産地においては、大規模経営体を中心に自ら農業機械のメンテナンスを行うところも多いが、それらの作業の担当者においては高齢化が進んでおり、人数も限られている。本事業を活用して若手人材を育成することで、長く安定して機械費の低減が図られる環境づくりを目指す。	
⑥生産コスト低減の取組の普及に係る取組	本事業の成果の普及するために当産地内で説明会を開催し、低コスト作付体系等の横展開を図る。	コンソーシアムに参画する地方自治体が主体となって開催する。地方自治体が説明会の運営を行い、本事業の成果については主たる農業者の代表者から発表する。オブザーバーとしてその他のコンソーシアムの構成員も参加する。	本説明会については、本事業の取組が一通り終了する12月に開催する。なお、これらの説明会開催に係る経費としては、会場借料や印刷製本費等で500,000円を要する。	説明会を開催して本事業の成果の普及を図り、コスト低減の面的な広がりを後押しする。	

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	<b>適正な施肥</b>
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
	<b>適正な防除・生物多様性への悪影響の防止</b>
<input type="checkbox"/>	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪ 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存
	<b>エネルギーの節減</b>
<input type="checkbox"/>	⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>
<input type="checkbox"/>	⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち  
稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ

作成年月日：令和 年 月 日

## 都道府県事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度（年目）

都道府県（協議会）名：

代表者名：

**1 都道府県全体における米の生産コスト削減に向けた取組方針**

(1) 水稻の生産状況や生産コストに関する現状及び課題

(2) 米の生産コスト低減に向けた取組方針

(3) 農地の集積・集約化や作付けの団地化に係る取組方針及び具体的な取組内容



(2) 地域農業再生協議会推進事務費等

推進事務に要する 経費 計(円)	内訳						
	賃金	旅費	需用費	役務費	使用料及び賃料	委託費	雑費

※申請のあった当該地域農業再生協議会ごとに記載すること(適宜、行を追加して記入)。

成果普及活動に要する 経費 計(円)	内訳						
	賃金	旅費	需用費	役務費	使用料及び賃料	委託費	雑費

※申請のあった当該地域農業再生協議会ごとに記載すること(適宜、行を追加して記入)。

(2)の合計(円)	内訳						
	賃金	旅費	需用費	役務費	使用料及び賃料	委託費	雑費

---

(1)と(2)の合計(円)	内訳						
	賃金	旅費	需用費	役務費	使用料及び賃料	委託費	雑費

#### 4 添付資料

添付書類一覧	必須書類	任意書類	備考
1. 米の超低コスト産地化プラン（別添別紙1～3を含む）	○		
2. 生産コストの目標値の考え方・根拠	○		
3. 積算（事業費）の詳細が分かる資料	○		
4. コンソーシアムの規約、会計規則等の資料	○		
5. 経費の使用に関する規定（案）等	○		
6. 多収品種であることが分かる資料	○		
7. 目標地図等を含む地域計画一式	(○)		
8. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）			
9. その他地方農政局長等が必要と認める資料			

※1：1～6の書類は必ず添付すること。

※2：1の別添別紙1-2及び7の書類は地域モデル構築型の場合に必須。

※3：7～9の書類は必要に応じて添付すること。なお、添付する場合は、任意書類の欄に○を記載すること。

（7の書類については地域モデル構築型の場合は必須、9の書類を添付する場合は、具体的な書類名を備考欄に記載する）

※4：1～9の書類についてウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち  
稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ

作成年月日：令和 年 月 日

## 令和 年度 実施状況報告書

策定年度： 令和 〇〇 年度

目標年度： 令和 〇〇 年度

都道府県（協議会）名：

事業実施主体名：

（コンソーシアム名）

1 成果目標の達成状況

(1) 削減目標

主たる農業者全体の平均の生産コスト	現況値（令和○年度） （事業開始前年度）		目標値（令和○年度） （事業終了年度）		令和○年度 （開始○年目）		達成率（%）	
	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)
	60kg当たりの生産コスト 【成果目標】							
10a当たりの生産コスト 【参考値】								

※1：成果目標については、主たる農業者全体の平均の生産コスト削減目標で設定するものとするが、参考値として、主たる農業者それぞれの生産コスト削減目標も様式第5号別添別紙1-1及び様式第5号別添別紙1-3に記載すること。また、参考値として、単収及び10a当たりの生産コストの平均値も記載すること。

なお、都道府県の公設試験場等が主たる稲作農業者と協働して生産コスト低減の取組に参加する場合、当該生産コストには含めない。

※2：生産コストの算出の根拠となる資料を添付すること。

(2) 面積要件

	(ha)
①主たる農業者の事業開始前年度の新市場開拓用米の合計作付面積	
②主たる農業者の事業開始年度の新市場開拓用米の合計作付面積	

※プラン作成時に②を選択した場合に記載すること（1ha以上であることが必要）。

(3) 多収品種の作付面積

	現況値（令和○年度） （事業開始前年度）	令和○年度 （開始1年目）	令和○年度 （開始2年目）	令和○年度 （事業終了年度）
主たる農業者全体の多収品種の合計作付面積				
品種名				

(4) 成果目標の達成状況

成果目標					
(1) 又は (2)				達成率 (%)	実績値が目標に達していない場合はその理由
(1) を選択した場合		(2) を選択した場合			
目標 (円/60kg)	実績 (円/60kg)	目標 (%)	実績 (%)		

2 当該年度の事業プランの進捗状況・評価

(1) 取組の実施状況等

実施状況	補助事業に要する経費(円)	負担区分		備考
		国庫補助金	その他(円)	
① 生産コスト低減会議の開催				
② 生産コスト分析に係る取組				
③ 先進地調査に係る取組				
④ 技術実証に係る取組				
⑤ 人材育成に係る取組				
⑥ 生産コスト低減の取組の普及に係る取組				
合計				

※1：適宜、行を追加して記入すること。

※2：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

(2) 当該年度における全体の取組の進捗状況

--

(3) 取組で生じた課題及びそれらに対する対応策

--

(4) 添付書類

添付書類一覧	必須書類	任意書類	備考
1. 農業者別取組総括表、地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者一覧、個別表 (様式第5号別添別紙1-1、1-2、1-3)	○	/	
2. 「みどりチェック」チェックシート(様式第5号別添別紙3)	○	/	
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料	/		

※1：1・2の書類は必ず添付すること。

※2：1のうち地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者一覧(様式第1号別添別紙1-2)は地域モデル構築型の場合に必須。

※3：2の書類は申請時に提出したチェックシートに報告時のチェックを付けて提出すること。

※4：3の書類は必要に応じて添付すること。なお、添付する場合は、任意書類の欄に○を記載すること。  
(3の書類を添付する場合は、具体的な書類名を備考欄に記載する)

※5：1～3の書類についてウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番号		主たる農業者の合計 (平均)	1	2	3	4	5
水稲作付15ha以上の認定農業者							
氏名又は法人・組織名							
コスト低減に係る取組の実施状況							
60kg当たり 全算入生産費 (円)	現況値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	目標値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	令和〇年度	#DIV/0!					
	達成率 (%)	#DIV/0!					
10a当たり 全算入生産費 (円)	現況値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	目標値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	令和〇年度	#DIV/0!					
	達成率 (%)	#DIV/0!					
令和〇年度 (事業開始前年 度)	作付面積 (ha)	0					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	0					
	単収 (kg/10a)	0					
	圃場枚数	0					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	0					
令和〇年度 (事業終了年度)	作付面積 (ha)	0					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	0					
	単収 (kg/10a)	0					
	圃場枚数 (枚)	0					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	0					
令和〇年度 (開始〇年目)	作付面積 (ha)	0					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	0					
	単収 (kg/10a)	0					
	圃場枚数 (枚)	0					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	0					
備考							

※1：主たる農業者の全算入生産費（60kg当たり及び10a当たり）の平均は単純平均で算出すること。  
 ※2：作付面積及び単収については、食糧に供する目的で栽培する水稲の値とすること。  
 ※3：主たる農業者について追加で記載欄が必要な場合は、適宜別添ページを追加すること。  
 ※4：都道府県の公設試験場等が、主たる稲作農業者と協働して、生産コストの分析に取り組む場合も記載すること。ただし、主たる農業者の合計（平均）には加えない。

地域計画名	コンソーシアムへの参画 (〇)	経営状況の把握 (〇)	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)					
				経営作目等	経営面積 ha	作業委託面積 ha	経営作目等	経営面積 ha	作業委託面積 ha	目標地図上の表示	備考	

※1：作成している地域計画の内容をそのまま引用すること。  
 ※2：追加で記載欄が必要な場合は、適宜行やページを追加すること。

氏名：

費用項目	食用に供する目的で栽培する水稻		
	現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)	令和○年度
種苗費 円/10a			
肥料費 円/10a			
農業薬剤費 円/10a			
光熱動力費 円/10a			
その他の諸材料費 円/10a			
土地改良及び水利費 円/10a			
賃借料および料金 円/10a			
物件税及び公課諸負担 円/10a			
建物費 円/10a			
自動車費 円/10a			
農機具費 円/10a			
生産管理費 円/10a			
物財費 ① 円/10a			
労働費 ② 円/10a			
副産物収入 ③ 円/10a			
生産費 ④=①+②-③ 円/10a			
支払利子 ⑤ 円/10a			
支払地代 ⑥ 円/10a			
支払利子・地代算入生産費 ⑦=④+⑤+⑥ 円/10a			
自己資本利子 ⑧ 円/10a			
自作地地代 ⑨ 円/10a			
全算入生産費 ⑩=⑦+⑧+⑨ 円/10a			
収量 ⑪ kg/10a			
60kg当たり全算入生産費 ⑫=⑩/⑪×60 円			

※1：【参考】生産コストの考え方と区分（案）に基づき記載すること。

※2：地方農政局長等の求めに応じて、根拠となる資料を提出すること。

※3：本資料に記載された情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の執行に係る事務のために利用する。

※4：都道府県の公設試験場等が、主たる稲作農業者と協働して、生産コストの分析に取り組む場合は記載すること。

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作  
の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプ

作成年月日：令和 年 月 日

## 令和 年度 都道府県実施状況報告書

策定年度： 令和 〇〇 年度

目標年度： 令和 〇〇 年度

都道府県（協議会）名：

代表者名：

1 実施状況報告書の内容 ※コンソーシアムごとに適宜、欄を追加して記載してください。

No.	事業実施主体名（コンソーシアム）	代表者（機関）名	報告の内容
1			様式第5号のとおり
2			様式第5号のとおり
3			様式第5号のとおり
4			様式第5号のとおり

2 当該年度の評価 ※コンソーシアムごとに適宜、欄を追加して記載してください。

No.	事業実施主体名（コンソーシアム）	代表者（機関）名
1		

(1) 当該年度における全体の取組の進捗状況

--

(2) 取組で生じた課題及びそれらに対する対応策

--

様式第8号別添（第10の7の（1）関係）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち地域広がり支援タイプに関する事業評価シート

事業実施主体名	〇〇コンソーシアム
---------	-----------

1 成果目標の達成状況

(1) 削減目標

主たる農業者全体の平均の生産コスト	現況値（令和〇年度） （事業開始前年度）		目標値（令和〇年度） （事業終了年度）		実績値（令和〇年度） （事業終了年度）	
	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)
	60kg当たりの生産コスト 【成果目標】					
10a当たりの生産コスト 【参考値】						

※1：成果目標の達成状況については、主たる農業者全体の平均の生産コストを記載することとするが、参考値として、主たる農業者それぞれの達成状況も様式第8号別添別紙1-1及び様式第8号別添別紙1-3に記載すること。また、参考値として、単収及び10a当たりの生産コストも記載すること。

なお、都道府県の公設試験場等が主たる稲作農業者と協働して生産コスト低減の取組に参加する場合、当該生産コストには含めない。

(2) 年度ごとの達成状況

主たる農業者全体の平均の生産コスト	令和○年度 (事業開始年度)		達成率 (%)		令和○年度 (開始1年後)		達成率 (%)	
	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)
	60kg当たりの生産コスト 【成果目標】							
10a当たりの生産コスト 【参考値】								

主たる農業者全体の平均の生産コスト	令和○年度 (開始2年後)		達成率 (%)		実績値 (令和○年度) (事業終了年度)		達成率 (%)	
	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)	単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)
	60kg当たりの生産コスト 【成果目標】							
10a当たりの生産コスト 【参考値】								

※1：成果目標については、主たる農業者全体の平均の生産コスト削減目標で設定するものとするが、参考値として、主たる農業者それぞれの生産コスト削減目標も様式第

8号別添別紙1-1及び様式第8号別添別紙1-3に記載すること。また、参考値として、単収及び10a当たりの生産コストの平均値も記載すること。

なお、都道府県の公設試験場等が主たる稲作農業者と協働して生産コスト低減の取組に参加する場合、当該生産コストには含めない。

※2：生産コストの算出の根拠となる資料を添付すること。

(3) 成果目標の達成状況

成果目標					
(1) 又は (2)				目標達成の有無	実績値が目標に達していない場合はその理由
(1) を選択した場合		(2) を選択した場合			
目標 (円/60kg)	実績 (円/60kg)	目標 (%)	実績 (%)		

※ 「目標達成の有無」欄には、超低コストプランで位置づけた目標を達成した場合は「○」、達成しなかった場合や実施しなかった場合は「×」を

2 事業プランの達成状況・評価

(1) 取組の達成状況

--

(2) 取組の総合評価

--

番号			1	2	3	4	5
水稲作付15ha以上の認定農業者		主たる農業者 の合計 (平均)					
氏名又は 法人・組織名							
コスト低減に係る取組の実施状況							
60kg当たり 全算入生産費 (円)	現況値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	目標値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	実績値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	達成率 (%)	#DIV/0!					
10a当たり 全算入生産費 (円)	現況値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	目標値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	実績値 (令和〇年度)	#DIV/0!					
	達成率 (%)	#DIV/0!					
令和〇年度 (事業開始前年 度)	作付面積 (ha)	0					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	0					
	単収 (kg/10a)	0					
	圃場枚数	0					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	0					
令和〇年度 (事業終了年度)	作付面積 (ha)	0					
	うち新市場開拓用 米作付面積 (ha)	0					
	単収 (kg/10a)	0					
	圃場枚数 (枚)	0					
	一筆当たりの 平均面積 (a)	0					
備考							

※1：主たる農業者の全算入生産費（60kg当たり及び10a当たり）の平均は単純平均で算出すること。  
 ※2：作付面積及び単収については、食用に供する目的で栽培する水稲の値とすること。  
 ※3：主たる農業者について追加で記載権が必要な場合は、適宜列やページを追加すること。  
 ※4：都道府県の公設試験場等が、主たる稲作農業者と協働して、生産コストの分析に取り組む場合も記載すること。ただし、主たる農業者の合計（平均）には加えない。

地域計画のうち目標地図に位置付けられた稲作農業者一覧  
【コンソーシアム名:〇〇】

地域計画名	コンソーシアムへの 参画(〇)	経営状況の把握 (〇)	農業者担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
				経営作目等	経営面積 ha	作業受託面積 ha	経営作目等	経営面積 ha	作業受託面積 ha	目標地図上の表示	備考

※1：作成している地域計画の内容をそのまま引用すること。  
 ※2：追加で記載欄が必要な場合は、適宜行やページを追加すること。

氏名： \_\_\_\_\_

費用項目		食用に供する目的で栽培する水稲		
		現状値 (令和○年度)	目標値 (令和○年度)	実績値 (令和○年度)
種苗費	円/10a			
肥料費	円/10a			
農業薬剤費	円/10a			
光熱動力費	円/10a			
その他の諸材料費	円/10a			
土地改良及び水利費	円/10a			
賃借料および料金	円/10a			
物件税及び公課諸負担	円/10a			
建物費	円/10a			
自動車費	円/10a			
農機具費	円/10a			
生産管理費	円/10a			
物財費 ①	円/10a			
労働費 ②	円/10a			
副産物収入 ③	円/10a			
生産費 ④=①+②-③	円/10a			
支払利子 ⑤	円/10a			
支払地代 ⑥	円/10a			
支払利子・地代算入生産費 ⑦=④+⑤+⑥	円/10a			
自己資本利子 ⑧	円/10a			
自作地地代 ⑨	円/10a			
全算入生産費 ⑩=⑦+⑧+⑨	円/10a			
収量 ⑪	kg/10a			
60kg当たり全算入生産費 ⑫=⑩/⑪×60	円			

※1：【参考】生産コストの考え方と区分（案）に基づき記載すること。

※2：地方農政局長等の求めに応じて、根拠となる資料を提出すること。

※3：本資料に記載された情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の執行に係る事務のために利用する。

※4：都道府県の公設試験場等が、主たる稲作農業者と協働して、生産コストの分析に取り組む場合は記載すること。